Vol.18 あわーず福井通信

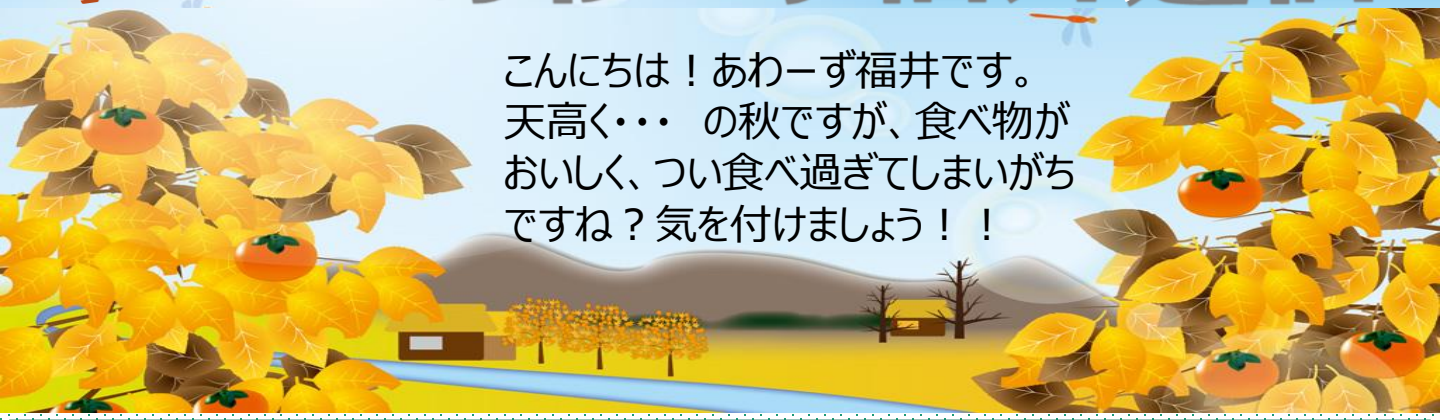

こんにちは！あわーず福井です。
天高く・・・　の秋ですが、食べ物がおいしく、つい食べ過ぎてしまいがちですね？気を付けましょう！！

摂食・嚥下のみならず「脳を活性化させる」言語聴覚療法！

言語、発話などの後遺症は、麻痺と異なり歩く、手を使って動作をするなど生活行動は問題なくできるケースが多いかもしれませんが、コミュニケーションに大きな支障を抱えることも多く、精神的な負担、苦しみを生み出す悩ましい問題にも発展します。

高次脳機能障害は、認知症や加齢に伴う症状と似通うところがあるため、特に程度が軽い場合、ご本人も家族も違和感を感じつつも自分の症状を理解できないまま不便な生活を続けてしまいがちな障害でもあります。

「不便だけど・・・・・生活できる」に満足していませんか？

（注意障害）長い時間集中できない。人や物事に気づきにくい。同時に複数の事に取組めない。
（半側空間無視）片側の物が見つけられない。 歩行の際に無視側（左または右）にぶつかる。
（記憶障害）新しい事が覚えられない。 最近の出来事を忘れてしまう。
（遂行機能障害）優先順位をつけられない。 計画立ててものごとを進められない。・・・
（失語症）話す・聞く・読む・書くことが難しくなる（構音障害）理解できるが、話し言葉が不明瞭

脳卒中や頭部外傷が原因で起こるこのような症状に対し、どのような問題があるのか調べ、訓練をする「言語聴覚士」がお役に立てるかもしれません！
あわーずなら必要に応じ、機能回復・維持、また代償による適応訓練を行い日常生活動作の自立、安定を図る「作業療法士」
寝返る、起き上がる、立ち上がる、歩くなどの日常生活を行う上で基本となる動作の改善を図る「理学療法士」 もちろん「看護師」もチームでケアが可能です！！

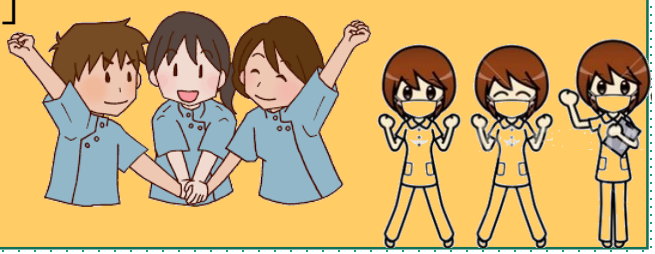

今月は頭の体操で、看護師国家試験の在宅看護論問題より抜粋の事例を掲載しています。チャレンジしてみて下さい。

Q: 1

63歳の女性。末期の悪性腫瘍で在宅療養となった。公的保険で受けられるサービスで正しいのはどれか。

1.訪問看護は医療保険の対象となる。
2.訪問看護の回数は週３回に 限られる。
3.介護保険によるサービスは受けられない。

Q: 2

介護保険制度の訪問看護で正しいのはどれか。２つ選べ。

1.理学療法士による訪問は含まれない。
2.主治医の訪問看護指示（書）が必要
3.要介護認定を受けないと利用できない。
4. ２か所の訪問看護ステーションは利用できない。

答えは以下のとおりです！

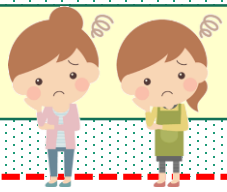

1.〇訪問看護は「後期高齢者医療確保法」「健康保険法」「介護保険法」の3つの法律によって規定されている。したがって医療保険の対象となる。

2.×医療保険では原則週3回が限度だが、厚労大臣の定める疾病等の場合は週4日以上の訪問が認められる。

3.×「63歳女性」とあるので介護保険の第2号被保険者に認定される。さらに末期の悪性腫瘍なので「介護保険法で定める16特定疾病」に該当することから、介護保険サービス利用は可能である。

1.× 保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問可能です。

2.〇 訪問看護を開始するにあたり必ず必要となります。

3.〇 要介護認定（要支援1・2、要介護1～5）を受けないと介護保険の給付が受けられないため利用できない。

4.× 支給限度額の範囲であれば複数の訪問看護事業所を組み合わせてケアプランを作成できる。

出前講座も受付中！！

看護師・リハスタッフが皆さんのところへ伺います！！

例えば、事業所の研修向けに、地域の集まりの機会に等々…
ご相談下さい！！

あわーず福井
訪問看護リハビリステーション
居宅介護支援ステーション

〒910－0005 福井市大手2－15－11

TEL 0776-50-2507
FAX 0776-50-2587
MAIL fukui@ours-sr.co.jp

❶ 365日24時間体制（土日祝日訪問OK！）
❷ 訪問リハビリ あり
（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士在籍）
❸ 小児・終末期・精神 対応可能！
❹ 土日祝日追加料金は無料！
❺ 複数往診医と連携あり！
❻ 訪問先までの交通費は無料！
❼ 福井市・鯖江市・越前市・坂井市・勝山市
永平寺町・あわら市・大野市全域対応！
訪問エリア拡大中（エリア外も応相談）